

対策5：国際社会への戦略的な発信

①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組

今後の取組

～令和4年4月

- ・ 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。
 - 国内外における報道内容等の把握
 - 認識状況調査（インターネット調査）

令和3年11月～令和4年3月

- ・ 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を実施。
 - 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施
 - サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定

令和4年8月～

- ・ 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。
 - 消費者を対象としたアンケート調査（令和4年11月）
 - 事業者を対象としたヒアリング調査（随時）、アンケート調査（令和4年11月～12月）
 - 製品の卸売価格等の調査（随時）
 - 製品の輸出額等の調査（随時）、輸出専門商社等を集めた連絡会の立ち上げ（令和4年12月）
 - 宿泊客数等の調査（随時）

令和5年8月

- ・ 実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】

- ・ 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等进行分析。
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組

今後の取組

➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁、経済産業省】

～令和4年4月

- 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。【再掲】
 - 国内外における報道内容等の把握
 - 認識状況調査（インターネット調査）

令和4年8月～

- 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施。ALPS処理水の安全性等に関する不安や懸念の解消のために必要な情報を把握。得られた知見を、情報発信等の取組に反映し、風評抑制のための効果的なアプローチを実施。

- 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。【再掲】

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 379 720 425">➤ 有識者の参加【経済産業省】</p> <p data-bbox="59 449 362 495">～令和5年8月</p> <ul data-bbox="59 506 1760 610" style="list-style-type: none">放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。	<ul data-bbox="1787 506 2628 727" style="list-style-type: none">放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組

今後の取組

➤ 在外公館等からの説明の強化・継続【外務省、経済産業省】

～令和5年8月

- 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。
- IAEA総会等の国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。
- 在外公館、JETRO、現地商工団体等が連携して、ALPS処理水の安全性について現地の日本産食品取扱い企業や現地政府への説明を実施。
例：香港における「ALPS関係者会議」
- 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。
- 事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切な報道対応を実施。
- 外国報道関係者を福島第一原発等に招聘。

- 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。
- 在外公館が民間団体等と連携して、現地企業や現地政府への説明を実施。
- 海外の報道機関による取材に対して透明性高く丁寧な情報提供。
- 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。
- SNS、在外公館等のHP等による、日本語、現地語を通じた適切な情報発信の強化。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明会を実施。(15回) <p>令和3年</p> <ul style="list-style-type: none">- 4月：基本方針公表(49か国・地域)- 8月：東京電力による検討状況(69か国・地域)- 9月：IAEAの幹部来日(45か国・地域)- 11月：東京電力による環境への放射線影響評価(38か国・地域)- 12月：東京電力による実施計画変更認可申請(38か国・地域) <p>令和4年</p> <ul style="list-style-type: none">- 2月：IAEA処理水安全性レビュー(34か国・地域)- 3月：IAEA規制レビュー(35か国・地域)- 5月：東京電力による実施計画変更認可申請の補正申請(人及び環境への放射線影響評価改訂)及びIAEA処理水安全性レビュー報告書(30か国・地域)- 5月：原子力規制委員会の実実施計画変更認可申請の審査書案(30か国・地域)- 6月：IAEA規制レビュー報告書(31か国・地域)- 7月：原子力規制委員会による実施計画変更の認可(33か国・地域)- 11月：東京電力による実施計画変更認可申請(放射線環境影響評価改訂含む)及び第2回IAEA処理水安全性レビュー(24か国・地域) <p>令和5年</p> <ul style="list-style-type: none">- 1月：ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議及びIAEA第2回処理水規制レビュー(23か国・地域)- 5月：IAEA処理水第2回安全性レビュー報告書、第2回規制レビュー報告書及び原子力規制委員会によるALPS処理水の海洋放出時の運用等に係る実施計画変更の認可(22か国・地域)- 7月：IAEAグロッシェ事務局長の訪日概要及び包括報告書の説明(46か国・地域)	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">韓国本国向け説明会を実施。（9回）太平洋島嶼国・地域に対し、ハイレベルの会談の機会を通じ、説明を行うとともに、太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局や専門家向けにも累次説明会を実施。（全PIF加盟国・地域（16か国・2地域）との政治的対話、PIF事務局向け6回、専門家向け6回）二国・地域間での対話を実施 （例）令和5年 2月：岸田総理とミクロネシア連邦大統領との会談 2月：岸田総理と太平洋諸島フォーラム（PIF）代表団との会談 3月：林外務大臣のソロモン諸島及びクック諸島訪問 4月：武井外務副大臣のバヌアツ共和国及びフィジー共和国訪問 5月：武井外務副大臣のツバル訪問 5月：岸田総理と尹韓国大統領との会談 5月：高田太平洋・島サミット（PALM）担当大使のミクロネシア訪問 5月：岸田総理とクック諸島首相との会談 6月：岸田総理とウィップス・パラオ大統領との会談 6月：太田経済産業副大臣とアルジャーノン・ヤウ香港特別行政区商務経済発展長官との会談 6月：武井外務副大臣とアルジャーノン・ヤウ香港特別行政区商務経済発展長官との会談 7月：岸田総理と尹韓国大統領との会談 7月：林外務大臣と朴韓国外交部長官との会談 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">台湾の視察団が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。 <p><u>令和4年5月～7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国及びロシアより、共同質問状が提出され、本質問状に対して回答を実施。質問状、回答書についてはIAEAウェブサイトにおいて公表。	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">台湾の視察団が来日し、福島第一原発や分析施設・研究所を視察。フォローアップとして台湾から質問状が提出され、書面にて日本側から回答。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">PIFの視察団が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ドイツ連邦シュテフィ・レムケ環境・自然保護・原子力安全・消費者保護大臣が来日し、福島第一原発を視察。イギリスのハリソン自然環境及び土地活用担当大臣が来日し、福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フランス原子力安全情報・透明性高等委員会（HCTISN）が来日し、福島第一原発を視察。EU欧州委員会エネルギー総局一行が来日し、福島第一原発を視察。韓国の視察団が来日し、福島第一原発を視察。中南米在京駐日大使一行が、福島第一原発を視察。中国及びロシアより提出された共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ウィップス・パラオ大統領が来日し、福島第一原発を視察。台湾の視察団が来日し、福島第一原発を視察。アレクサンダー・C・ビング駐日マーシャル諸島大使が福島第一原発を視察。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。日本政府が作成した東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水に係る太平洋諸島フォーラム（PIF）との対話に関する報告書を公表。 <p><u>令和5年7月、8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国及びロシアより提出された更なる共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。	<ul style="list-style-type: none">在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

▶ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

令和3年4月～

- 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。
（※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語

令和3年7月～

- 外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。

令和4年2月～

- IAEAがALPS処理水に関する特別ページを作成し、ALPS処理水の安全性等に関するQ&Aを掲載する等、正確な情報発信を実施。
- 上記ページを日本語に翻訳したページも開設。

令和4年8月

- 日本在住の外国人を対象に福島のリバースタート、廃炉等をテーマとした現地視察及び座談会を実施。

令和5年1月

- タイにおいて、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。

令和5年8月

- 水産物の安全性について伝えることを目的とした、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&Aについて、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語版を公表。

- 二国間会談・対話、国際会議等の場を活用して、ALPS処理水を始め福島第一原発の廃炉・福島の復興について積極的に発信を実施。
- 各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。
- 海外において、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】（続き）

令和3年3月～

- 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。

令和3年6月～

- 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。

令和4年1月

- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。
 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼

令和4年12月

- 欧州のニュースサイトにおいて、復興やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとして外国人、日本人のパネリストが議論する一般参加型のオンラインイベントを開催。

令和4年12月～

- ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。

- 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。
- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。
- 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。
- 2025大阪・関西万博の機会を活用して、被災地の復興状況のPRを行う。

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】

令和3年7月

- 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。

令和3年9月

- IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。

令和3年11月

- IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）【再掲】

令和4年9月

- IAEA総会において福島第一原発廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。また、IAEA事務局はALPS処理水の安全性レビューの取組に関するサイドイベントを開催。【再掲】

令和4年11月

- COP27の特設サイトにおいて、廃炉の現状やALPS処理水についての動画（日本語・英語）を掲載。

令和4年12月

- 福島県において開催された、日・ASEAN諸国の関係者による国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するイベントを開催。

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）

令和5年4月～

- G7 関係閣僚会合において、レセプションでの被災地産品の提供や、被災地の魅力発信のためのブース展示、パンフレットの配布等を実施。

- G7気候・エネルギー・環境大臣会合
- G7外務大臣会合
- G7農業大臣会合
- G7労働雇用大臣会合
- G7デジタル・技術大臣会合
- G7科学技術大臣会合
- G7保健大臣会合
- G7首脳会議
- G7交通大臣会合
- G7都市大臣会合

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

令和5年4月

- 札幌で行われたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の閣僚声明において、G7は福島第一原発の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。

令和5年5月

- IAEA原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島復興と福島第一原発の廃炉に関するサイドイベントを開催し、経済産業省から福島第一原発の廃炉とALPS処理水の海洋放出の安全性について説明。【再掲】
- G7広島サミットの首脳声明において、①G7は福島第一原発の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、②IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。

令和5年7月

- インドで行われたG20エネルギー移行大臣会合において、西村経済産業大臣から、IAEA包括報告書の内容及びALPS処理水の対応が科学的根拠と国際基準に基づき進められていることを国際社会に説明してきた旨を発信。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤ 国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）

令和5年7月

- ウィーンで行われたNPT運用検討会議第1回準備委員会において、武井外務副大臣から、7月に公表されたIAEAによる包括報告書の内容に言及しつつ、日本は科学的根拠に基づき、高い透明性をもって、国際社会に対して丁寧に説明してきており、こうした努力をこれからも続けていく旨表明。

- 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外見本市におけるPR【外務省、農林水産省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">• JETROは、台北（FOOD TAIPEI 2022）やパリ（SIAL Paris 2022）等で開催された海外見本市において日本の農水産品を出展する等、令和3年から36回の食品関連海外見本市を通じて日本企業1,025社の出展を支援。（令和5年6月末時点）	<ul style="list-style-type: none">• JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される農林水産物・食品関連の主要な海外見本市に出展する日本企業を支援。• JETRO等が行う海外見本市において、日本産品の魅力等について、政府又は地方自治体がトップセールスを含めたPRを継続。
<p>➤ 2025大阪・関西万博における情報発信【復興庁、経済産業省】</p> <p>令和5年4月～</p> <ul style="list-style-type: none">• 2025大阪・関西万博において、被災3県における「食」、「防災・減災技術」の展示とあわせて、福島浜通りにおける創造的復興に関する「イノベーション」、「まちづくり」、「人」を柱とした展示・ツアーを行うための準備を実施。	<ul style="list-style-type: none">• 「東日本大震災からの復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する」との大阪・関西万博の基本方針等に即し、同万博において被災地の復興状況、食文化や最新技術等の展示、被災地へのツアー、被災地での関連企画を行うことで、国内外に被災地の復興状況のPRを実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組

今後の取組

➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】

～令和5年8月

- 在京の海外報道機関に対する説明会を実施。（13回）

令和3年

4月：14か国・地域/27社
 8月：6か国・地域/9社
 11月：6か国・地域/12社
 12月：2か国・地域/2社

令和4年

2月：6か国・地域/11社
 3月：6か国・地域/9社
 5月①：6か国・地域/12社
 5月②：7か国・地域/13社
 6月：4か国・地域/6社
 7月：5か国・地域/6社
 11月：3か国・地域/3社

令和5年

1月：7か国・地域/9社
 5月：7か国・地域/10社
 6月：2か国・地域/2社

令和3年7月

- オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。

- 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。
- 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。
- 東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和3年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港メディアに対し、ALPS処理水に関するオンライン・ブリーフィングを実施。 <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">オランダ記者向けウェビナー（海外記者招へい事業）を実施し、東電関係者、放射能学研究者等から、ALPS処理水等に関して説明。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">デンマーク公共放送やテレビ朝鮮（韓国の放送局）の取材へ対応し、ALPS処理水に関する正確な情報を提供するとともに、説明を実施。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ユーロニュースの取材に対応し、ALPS処理水等に関して説明。韓国記者向けオンライン説明会を実施し、ALPS処理水等に関して説明。 <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。香港現地メディア「香港01」によるALPS処理水に関するインタビュー記事の掲載。 <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">海外紙において、ALPS処理水の処分を含む廃炉、福島食・観光の魅力等についての記事広告を掲載。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。	<ul style="list-style-type: none">海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東南アジア各国、香港、大洋州諸国及び中南米諸国の記者に対し、ALPS処理水等に関して、オンライン・ブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">G7広島サミットのために来日したメディアに向けて、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中国駐在の外国メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。 <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港メディアを中心に、IAEA包括報告書についてのブリーフィングを実施。在韓メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。東京電力による在京外国メディア向け福島第一原発視察及びブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。	<ul style="list-style-type: none">海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の水産物プロモーションに係る記事を掲載。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省は、国際原子力青年会議（IYNC）2022に参加し、ALPS処理水の安全性等に関して説明。ALPS処理水のセッションには、若手の原子力関係者を中心に約40か国から260名ほど（オンライン参加も含む）が参加。インフルエンサー、メディアを含む韓国人を招へいし、福島県内の復興の進捗や食・観光の魅力を体感できる各地を訪問するモニターツアーを実施。 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">香港における有識者向けALPS処理水セミナーの開催。 <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島の水産物、ALPS処理水の安全性等について、科学雑誌に寄稿。 <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の推進。海外の科学者・有識者による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組

➤ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】

～令和5年8月

- ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。
 - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加
 - 外務省と連携し同省作成動画を掲載
- 海外への戦略的な情報発信に向けて検討を実施するとともに、以下の情報発信を実施。
 - 海外紙（英FT紙、米WSJ紙、香港SCMP紙等）による記事広告
 - YouTube動画の配信
 - 在日インフルエンサーによる発信
 - Euronewsによる福島のリバイバルやALPS処理水に関するオンラインイベント

令和4年1月

- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。【再掲】
 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼

今後の取組

- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）【再掲】
 - 現行の言語（英語・中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）に加え、更なる多言語化（仏語・西語・タイ語）を実施
 - 動画等コンテンツを充実
- それぞれの国・地域の関心を在外公館等と連携して把握するとともに、ポータルサイト「Fukushima Updates」をハブとしながら、それに応じた情報発信を検討・実施。
- 各国・地域の実情に応じて戦略的な情報発信を実施。
 - 海外紙による記事広告
 - 外国語のWEB広告
 - 海外におけるイベント開催
 - YouTube動画の配信 等
- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。【再掲】

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 誤解が生じないための対策【外務省、経済産業省】</p> <p>～令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none">汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。 <p>令和3年3月～</p> <ul style="list-style-type: none">原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p>令和3年4月～</p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。【再掲】 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語 <p>令和3年7月～</p> <ul style="list-style-type: none">外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水や日本産食品の輸入規制緩和・撤廃に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。【再掲】 <p>令和4年10月</p> <ul style="list-style-type: none">海外向け政府広報誌「Highlighting JAPAN」においてALPS処理水の海洋放出の安全性について情報発信。 <p>令和4年12月～</p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p>令和5年3月</p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。【再掲】 <p>令和5年5月</p> <ul style="list-style-type: none">外務省ホームページにALPS処理水のポータルサイトを開設。新規のものを含め政策広報動画等の広報コンテンツを掲載。政策広報動画等は、SNSを通じて多言語でも積極的に情報発信。	<ul style="list-style-type: none">汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。作成したコンテンツを引き続き多言語化するとともに、SNSやホームページ等を通じて、事実と異なる主張・情報発信に対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦ 輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む。
- 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組

今後の取組

～令和5年8月

- WTO・SPS委員会の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国に都度撤廃を呼びかけ。
- 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。

令和3年5月

- シンガポールによる輸入規制撤廃。

令和3年9月

- 米国による輸入規制撤廃。

令和3年10月

- EUによる輸入規制緩和。
 - 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのご類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化

令和4年2月

- 台湾による輸入規制緩和。
 - 輸入が禁止されてきた5県（福島、栃木、群馬、茨城、千葉）産農林水産物・食品は、出荷制限品目、野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラを除き全て輸入を解禁

令和4年3月

- 福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。
- 外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、日本の食品安全性確保に向けた取組を紹介する動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））を掲載。

- 二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。
- 二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">英国による輸入規制撤廃。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">インドネシアによる輸入規制撤廃。 <p><u>令和4年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 <p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインによる輸入規制撤廃。	<ul style="list-style-type: none">二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。

※対策6①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握は、対策5①の再掲。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組

➤ 事業者ヒアリング等を通じた風評影響の把握【復興庁、農林水産省、経済産業省】

令和3年7月～

- 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施。（令和3年度実績28件、令和4年度実績29件）
 - 買い叩きが行われていないか等の実態把握

令和4年1月～

- 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。【再掲】
 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握

令和4年12月、令和5年3月、令和5年6月

- 経済産業省において輸出専門商社等を集めた連絡会を開催。
 - 取引の実態や必要な対策等についての意見交換
 - 令和4年12月に開催された連絡会で頂いた御要望を踏まえ、海外の事業者等への説明に使っていただくことなどを想定したALPS処理水についてのリーフレットを作成

令和5年8月

- 実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】

今後の取組

- 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。
- 経済産業省による事業者ヒアリングの実施・継続。
 - 適切な取引が実施されているか等の実態把握
- 輸出専門商社等を集めた連絡会を定期的開催。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ サプライチェーンにおける実態調査・分析【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。 <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施。（同年3月結果公表） <p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」実施。（同年3月結果公表）	<ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査による生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を継続。令和6年2月頃に「風評に関する消費者意識の実態調査（第17回）」を実施。（同年3月頃結果公表予定）消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。

※対策6 ③風評の構造（メカニズム）の把握は、対策5 ②の再掲。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <生産対策> 【農林水産省】

(ア) 「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充 (イ) 被災地における種苗放流の支援強化 (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充	(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 (オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化 (カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化
---	--

これまでの取組	今後の取組
<p>(ア) 「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充 【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。 <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく沖合底びき網漁船による生産量の回復を図る取組への支援を実施。 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬双葉地区沿岸小型船による生産量の回復を図る計画を認定。 (令和5年1月より同計画に基づく操業を開始) <p><u>令和5年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣県（青森、岩手、宮城、茨城、千葉）で収益性10%以上向上に取り組む漁業者等を支援対象として追加するとともに、新たに事業規模拡大等を図る養殖業者を支援対象として明確化。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県のいわき地区、宮城県の沖合底びき網漁船等による生産量の回復を図る計画を認定。 (令和5年9月より同計画に基づく操業を開始予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。 <p>※事業者支援については、対策が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。頂いた御意見を踏まえて必要な対応を検討。（以下同）</p>

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜生産対策＞【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
(イ) 被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。令和4年4月から支援対象地域に茨城県を追加。 <p>(令和3年4月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none">支援実績71箇所 <p>(令和4年4月～令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none">支援実績113箇所	<ul style="list-style-type: none">引き続き、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を継続して支援。
(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省工ネ機器設備に対する補助を実施。令和4年4月より、生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。 <p>(令和3年4月～令和5年6月)</p> <ul style="list-style-type: none">機器導入支援24台	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、復興に向けた高収益・環境対応型漁業を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>(工) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備（6施設）を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県における共同利用施設の整備を推進。
<p>(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化【農林水産省】</p> <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">乗組員確保のための水産高校生を対象とした漁業ガイダンスや、福島県において、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を実施。 <p><u>令和5年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県に加え対象地域に青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県を追加して支援を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県及び近隣県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。
<p>(カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災漁業者等のうち原子力災害による影響を依然として受けている者を対象として、災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金等の貸付金利の実質無利子化等を実施。	<ul style="list-style-type: none">実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、実質無利子化等により災害復旧・復興の取組を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

- (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
- (イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援
- (ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援
- (エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組
- (オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論

これまでの取組

今後の取組

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省、経済産業省】

令和3年4月～

- 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。

(令和3年4月～令和4年3月)	(令和4年4月～令和5年3月)
- 個別指導実績104件	- 個別指導実績215件
- 消費地商談会等7回	- 消費地商談会等11回
- 機器整備等支援31件採択	- 機器整備等支援39件採択

令和4年9月

- 東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。

令和4年11月

- 香港、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、UAEの海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（いわき）を実施。

令和4年7月～

- 東北経済産業局等が中心となり、被災地域の水産加工業者等への情報提供・支援を通じて、当該地域の水産業の振興を目指す以下のような取組を実施。
 - 水産品の魅力発信のためのイベント（お祭り・料理教室）
 - 水産イノベーションサミット
 - 専門家派遣
 - 水産Open-Factoryの実施
 - 未利用魚を活用した商品開発・PR
 - 水産加工品の海外向けPR・現地商談会（シンガポール・台湾・タイ）
 - 輸出応援キャラバン in 三陸

- 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。
- 令和5年9月に、東北復興加工品展示商談会を郡山において開催。
- 海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。
- 輸出に挑戦する水産加工業者等を後押しするため、輸出支援関係機関との連携により、海外展開に向けた支援策等の説明会を開催。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援 【農林水産省】

令和3年4月～

- 福島県産水産物の高付加価値化等を支援。
(令和3年4月～令和4年3月)
 - 福島鮮魚便常設棚14店舗
 - 共同出荷支援1件採択
 - 水産エコラベル認証取得支援5件(生産2件、CoC3件)取得
 - 商品開発5品

(令和4年4月～令和5年3月)

- 福島鮮魚便常設棚15店舗
- 商品開発に向けた課題提案会を実施
- 水産エコラベル認証取得支援27件(生産5件、流通加工22件)

令和4年9月

- 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組における委員会を開催し、店舗で実証。

- 引き続き福島県において、福島県産水産物の第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組や、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援。
- 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を引き続き実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援 【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。	<ul style="list-style-type: none">引き続き福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換の促進を支援。
(工) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組 【経済産業省】	
<p><u>令和3年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">(公社) 福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。 <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者97者を訪問。57者に販路開拓、人材確保等の支援を開始。(令和5年7月末時点) <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none">14事業者が延べ74者と新たな販路開拓を実現12事業者が合計58名の人材確保を実現	<ul style="list-style-type: none">個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論 【経済産業省】

令和4年12月

- 経済産業省と小売関係の業界団体（※）を構成員とする「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会（以下、連絡会）」を立ち上げ。放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続できる環境を整備するため、必要な対策等について意見交換。【再掲】

（※）全国スーパーマーケット協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、オール日本スーパーマーケット協会

令和5年4月

- 連絡会において、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいと考えています」という考え方をお示しいただくとともに、第三者による安全性の厳格な確認や放出開始前後にわたるモニタリング結果の公表はじめ、政府の対策について要望いただいた。【再掲】

- 令和5年8月に、連絡会を改めて開催し、対策の進捗の説明や意見交換を実施。【再掲】
- 放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続いただけるよう、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- (ア) 外食店等での販売促進支援
- (イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援
- (ウ) 消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進
- (エ) 官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り

これまでの取組	今後の取組
(ア) 外食店等での販売促進支援【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第一弾を11月1日から30日まで開催。 ・ 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第二弾を令和5年1月16日から2月15日まで開催予定。 ・ 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組や、外食店等での販売促進の取組を引き続き実施。
(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援【農林水産省】	
<p><u>令和4年4月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県や被災地県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を9月1日から12月27日まで実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を引き続き実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

(ウ)消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進【経済産業省】

令和4年10月

- 経済産業省において、地元の各団体や事業者の皆様等の協力のもと、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を開始。【再掲】
- 第1弾として、よみうりランドにおいてイベントを開催。①水産物を扱ったバーベキューや②レストランとコラボしたメニューの提供に加え、③漁業関係者の方々に協力いただきながら、水産物を販売するブースを出展。【再掲】

令和5年1月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」第2弾として、東京ドームで開催される物産イベント「ふるさと祭り東京」で、三陸常磐の水産物を販売するブース出展を実施。【再掲】

令和5年3月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催されるプロ野球オープン戦において、三陸常磐水産品の魅力を発信。【再掲】

令和5年6月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、首都圏の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。【再掲】

令和5年7月

- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、豊洲において、三陸常磐水産品の魅力を発信するトークイベントや販売ブース出店、飲食店とのコラボキャンペーン等を実施。さらに、仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画の発信、市場関係者を対象にした試食・交流会も実施。【再掲】

- 地元の二一ズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。【再掲】
- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、令和5年8月に東京で開催予定のジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。【再掲】
- 「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、地元リテラーと連携した販促イベントを実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(工)官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り【復興庁、農林水産省、経済産業省】	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。 <p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。 <p><u>令和5年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。（9月までを予定）政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。	<ul style="list-style-type: none">ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信 (イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援 (ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援	(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組 (オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業 (カ) 被災地産品の積極的利用の促進 (キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援
--	---

これまでの取組	今後の取組
(ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信【厚生労働省、農林水産省】	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施。（令和5年3月末までに487件） 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施。（令和5年3月末までに43件(農業者235名)） 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していきよう、支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援【農林水産省、環境省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施。（これまでにセシウム濃度の再測定を行った汚染牧草ロール等2,382個）福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。（令和4年度立替え実績額31千万円）	<ul style="list-style-type: none">放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。岩手県、宮城県、栃木県において農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を引き続き要望のあった市町村等にて実施。福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。
(工) 国内販路開拓に向けた取組【農林水産省、経済産業省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援。（令和3年度商談件数197件、令和4年度268件）	<ul style="list-style-type: none">福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【経済産業省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">（公社）福島相双復興推進機構と連携し、福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。 <主な実績（令和5年3月末時点）><ul style="list-style-type: none">- 水産系事業者19者を含む123者に対して支援を実施- 小売・流通事業者とのマッチング等により84事業者が取引先と成約- 全国延べ35箇所にて福島県産品の販売会、品評会を実施。延べ120事業者が参加。売上総額約4,740万円- 銀座口フトにて1カ月間販売会を実施（令和4年10月）。13事業者の商品を販売- 魚くみ6店舗（関西）にて「常磐大漁市」を開催。6事業者の商品を販売- 台湾美食展（令和4年8月）に出展。6事業者の商品を展示、PR販路開拓に向けて、商品のパッケージの改良や原材料の変更等44者の商品開発の支援を実施。（令和5年3月末時点） <p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">首都圏や海外のデリバリー店舗（58店舗）・飲食店（57店舗）での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を実施。 <主な実績（令和5年3月末時点）><ul style="list-style-type: none">- 5事業者が参加して、道の駅なみえとコラボし「常磐ヒラメバーガー」「釜揚げシラスとかながしらのユッケ丼」を開発。令和5年3月より販売開始	<ul style="list-style-type: none">継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 - 平成23年4月から実施農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道から千葉県までの事業者19者（うち水産関係事業者3者）を採択。（令和4年度公募）関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 <p><u>令和4年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">新たな販路開拓等を行う水産仲買・加工業者に対して、持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業において、加点措置を実施。	<ul style="list-style-type: none">農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。持続化補助金等を通じて、事業者の販路開拓への支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】（続き）	
<p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省食堂等において福島県産品の恒常的な利用を開始。（令和3年10月）関係省庁においても、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を開始・継続。（農林水産省、国土交通省、文部科学省等） <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">国の21の行政機関において、福島・宮城県産のお魚弁当を食べて復興を応援する取組を3日間にわたって実施。3,000食以上を販売。 <p><u>令和4年7月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省内で、キッチンカーによる福島県産品を活用した料理を定期的に提供。こども霞が関見学デーの来場者にも料理を提供。	<ul style="list-style-type: none">関係省庁において、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を継続。経済産業省では定期的なキッチンカーでの販売も継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援【農林水産省】	
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">相双地域の工場に自動測定（検知）装置を設置（8台設置）丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展等	<ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動等

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

- (ア) ホープツーリズムの促進支援
- (イ) 海洋レジャーへの総合支援
- (ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信
- (エ) 交流人口の拡大支援

これまでの取組

今後の取組

(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】

令和3年4月～

- 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。（ホープツーリズム参加実績：令和3年度9,848名、令和4年度17,806名）

令和3年10月以降

- 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計18回実施約200名参加）【再掲】

令和4年4月～

- 個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。

- ホープツーリズム促進に向けて、福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営、教育旅行関係者のツアーの実施、個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成等を継続的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="59 389 1376 445">(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】(続き)</p> <p data-bbox="59 455 1104 506"><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul data-bbox="59 516 1763 620" style="list-style-type: none">日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】	<ul data-bbox="1787 516 2634 737" style="list-style-type: none">旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】
<p data-bbox="59 1064 916 1120">(イ) 海洋レジャーへの総合支援【観光庁】</p> <p data-bbox="59 1141 370 1191"><u>令和4年4月～</u></p> <ul data-bbox="59 1201 1763 1423" style="list-style-type: none">岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。（「ブルーツーリズム推進支援事業」採択実績：令和4年度14件、令和5年度14件）	<ul data-bbox="1787 1201 2634 1483" style="list-style-type: none">岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組

今後の取組

(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信【復興庁、経済産業省、観光庁】

令和3年5月～令和4年3月

- 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。

令和3年5月、令和4年5月、令和5年8月

- 福島12市町村を中心とした福島県の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」にて支援。令和3年度は19民間団体等、令和4年度は16民間団体等、令和5年度は17民間団体等の広報支援を実施。

～令和5年8月

- 地域情報発信交付金により、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県45市町村163事業について交付を決定）【再掲】

令和4年11月

- 11月1日～30日まで、地域の伝統魅力等発信支援事業により、シンガポールにて、福島の食等の情報発信を実施する「FUKUSHIMA Food Fair!!」を開催。あわせて、ALPS処理水や廃炉の現状発信を目的に、解説動画の放映や、英語版のパンフレットの配布を実施。

- 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。【再掲】
- 民間団体等の事業やコンテンツを活用し、福島の魅力に関する国内外への情報発信支援等を実施。現場のニーズ・課題を踏まえ必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p data-bbox="56 338 1083 395">(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】</p> <p data-bbox="56 409 499 465"><u>令和3年10月～12月</u></p> <ul data-bbox="56 469 1755 576" style="list-style-type: none">15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を実施。 <p data-bbox="56 596 317 653"><u>令和4年2月</u></p> <ul data-bbox="56 657 1755 766" style="list-style-type: none">15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(3件) <p data-bbox="56 786 440 842"><u>令和4年6月～9月</u></p> <ul data-bbox="56 846 1755 955" style="list-style-type: none">誘客コンテンツ開発事業の令和4年度公募を実施。地元事業者(飲食、宿泊等)やキャンペーンと連携する案件を重点支援。 <p data-bbox="56 975 1104 1032"><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul data-bbox="56 1036 1755 1145" style="list-style-type: none">日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】 <p data-bbox="56 1165 344 1221"><u>令和4年10月</u></p> <ul data-bbox="56 1225 1755 1334" style="list-style-type: none">福島12市町村への将来的な起業・移住のきっかけを作るため、浜通り地域において事業化アイデアを競う「福島★復興グランプリ」を実施。 <p data-bbox="56 1354 344 1411"><u>令和4年11月</u></p> <ul data-bbox="56 1415 1755 1649" style="list-style-type: none">15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(6件)広域のコンテンツ作りや一元的情報発信を支援する広域マーケティング事業について、採択事業者を決定。(1件) <p data-bbox="56 1669 440 1725"><u>令和5年5月～8月</u></p> <ul data-bbox="56 1729 1231 1786" style="list-style-type: none">誘客コンテンツ開発事業の令和5年度の公募を実施。	<ul data-bbox="1790 469 2642 1286" style="list-style-type: none">旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。 【再掲】15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。広域のコンテンツ作り・実行や一元的情報発信への継続支援、15市町村広域の来訪増を実現。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)	
<p><u>令和3年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">民間事業者等およそ70名が参加し、浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に繋がるプロジェクトを創出する場を立ち上げ。7月以降、広域でのスポーツイベント等の具体プロジェクト検討チームが発足。 <p><u>令和3年12月～令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村の交流人口拡大に向けた更なるアクションを検討・具体化する場を立ち上げ、運営。広域コンテンツづくりや一元的なデジタルプロモーション等の今後のアクションを「交流人口拡大アクションプラン」として取りまとめ。 <p><u>令和4年5月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">プロジェクト創出の場の参加者により「会津×浜通り教育旅行プロジェクト」等のプロジェクトが実行。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」分野での広域コンテンツ作りに向けた第1回WGを実施。 <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」分野において、広域マーケティング事業者を交えた第2回WGを実施。交流人口拡大アクションプランに基づく15市町村の交流人口の拡大に向けた第1回デジタルリテラシー向上研修会を実施。 <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「山・自然」「海・自然」「歴史・文化」「芸術」の4分野において、広域マーケティング事業者を交えた第1回WGを実施。	<ul style="list-style-type: none">交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」分野における各アクションの具体化。民間事業者主導のプロジェクト創出につながるよう、民間事業者間の連携促進を継続実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)</p> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約2,600店舗が参加。(～令和4年1月) <p><u>令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">12市町村又は15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約5,000店舗が参加。(～令和5年1月) <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約6,300店舗が参加。(～令和5年5月) <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約5,300店舗が参加。(～令和5年9月予定)	<ul style="list-style-type: none">来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。引き続き、実績データの分析等を進め、更なる消費拡大に向けた方策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組

今後の取組

➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】

令和3年9月

- 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。

令和4年2月以降

- 岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を8か所で開催。

令和4年12月以降

- 12月22、23日には、相馬、いわきで漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。
- 令和5年2月1日、3日、8日には、水戸、宮古、石巻で漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。

令和5年4月以降

- 中小機構では地域本部の特別相談窓口に加え、チャットでも相談ができる体制を構築。

- 関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域等で開催。
- 漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。
- 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】</p> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。 <p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">東北経済産業局・宮城復興局・中小機構は、支援実績のある事業者や相談会等の参加者のうち、約30者の水産加工業者に対し、プッシュ型支援を開始。	<ul style="list-style-type: none">中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等を実施。中小機構、JETRO等は、国と連携して、支援実績のある事業者や相談会等の参加者に対し、アドバイザー派遣等のプッシュ型支援を継続的に実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】

令和4年1月～3月

- JETROは、米国・ニューヨークにおいて、現地レストランシェフやインフルエンサー等を通じた東北の水産加工品等のPRを実施。

令和4年8月

- JETROは、オランダの水産ECバイヤーを招へいし、三陸・常磐地域の水産企業との個別商談を実施するとともに、石巻市にてオランダを中心とする欧州の最新の食品市場についてのセミナーを開催。

令和4年9月、令和5年2月、6月

- JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、「三陸の水産事業者紹介」、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品の魅力について情報発信。

令和5年2月

- JETROは、オランダの水産ECバイヤーが実施した販促イベントにて「三陸・常磐フェア」を行い、PRを実施。

令和5年3月

- 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2023において、北海道から千葉県のパシフィック沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置し、6社の出展を支援。
- JETROは、FOODEX 2023の会場にて、海外バイヤーによるタブレットを介した視察型オンライン商談会を実施。三陸常磐の参加企業合計8社が海外バイヤーとの商談を実施。

令和5年5月、6月

- JETROは、新たな販路開拓に向けて、メキシコのインフルエンサーを招へいし、岩手・宮城・福島・茨城の水産品を中心とした食文化を体験してもらい、東北・三陸・常磐の食の魅力を広く中南米を中心としたスペイン語圏各国に向けて発信。

- JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。
- 中小機構は、令和6年春に予定されている中小企業総合展in FOODEX2024において、北海道から千葉県のパシフィック沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。
- JETROは、EC活用販路開拓支援に関して、海外バイヤーの招聘プログラムを強化。さらに、ECバイヤーと連携し、海外の展示会等において三陸・常磐地域のフェアを実施することに加えて、ECサイト上のオンラインでのプロモーションを強化。
- JETROは、日本産食材サポーター店に対し、四半期に1度配信するメールマガジンにおいて「三陸・常磐もの」を紹介予定。
- JETROは、販路開拓に向けて9月にメキシコバイヤー（水産品・酒類等）とのオンライン商談を実施予定。
- JETROは、海外からの水産品バイヤーを招へいし、東北・常磐各地で商談ツアーを実施予定。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

➤ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】（続き）

～令和5年8月

- JETROは、シンガポール向けに食品商社と連携し、現地ECサイトでの販売のほか、シンガポールの日系スーパーマーケットにおいて「産地直送三陸フェア」を行い、シンガポール消費者に対して三陸の水産品を訴求。
- JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の水産品を含む日本産品を取り扱う事業者241者の商品を紹介。108事業者が成約。（令和4年度実績）令和5年度は引き続き連携先ECバイヤーへの紹介を実施。

令和5年6月

- JETROは、香港バイヤーを9名招へいし、宮城県の水産関係企業の訪問と商談を実施。
- JETROは、“日本の食品”輸出EXPOの会場にて、海外事務所が推薦したマレーシアの大手卸売業のバイヤーに通訳を手配する等JETRO職員が商談に同行し支援。宮城県企業（水産加工品）と岩手県企業（水産物）と商談を実施。

令和5年7月

- JETROは、EUの食品輸入規制撤廃決定の公表を契機に、オランダの水産ECバイヤーを福島県、宮城県、岩手県に招へいし、視察、企業訪問、商談を実施。
- JETROは、メキシコへの東北・三陸・常磐もの水産品等の海外展開を支援すべく、試食・試飲会を現地で開催。

- JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。
- 中小機構は、令和6年春に予定されている中小企業総合展in FOODEX2024において、北海道から千葉県の水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。
- JETROは、EC活用販路開拓支援に関しては、海外バイヤーの招聘プログラムを強化。さらに、ECバイヤーと連携し、海外の展示会等において三陸・常磐地域のフェアを実施することに加えて、ECサイト上のオンラインでのプロモーションを強化。
- JETROは、日本産食材サポーター店に対し、四半期に1度配信するメールマガジンにおいて「三陸・常磐もの」を紹介予定。
- JETROは、販路開拓に向けて9月にメキシコバイヤー（水産品・酒類等）とのオンライン商談を実施予定。
- JETROは、海外からの水産品バイヤーを招へいし、東北・常磐各地で商談ツアーを実施予定。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】

～令和5年8月

- 経団連等に対して改めて被災地産品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。
- 東京電力は主に以下の取組を実施。
 - 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県産品販促催事を延べ約3万1,000店日開催(令和5年7月末)
 - 新米時期に合わせた集中キャンペーンや、コロナ禍を踏まえたECサイトキャンペーン等の販促キャンペーンを開催(延べ12回)
 - 「常磐もの」を広く周知するため「発見！ふくしまお魚まつり」を開催(延べ8回)
 - 応援企業ネットワークでの取組として県産品マルシェ、社員食堂での食材利用、キッチンカーによる県産品メニュー提供、ふくしま弁当販売を実施
 - LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約146万人(令和5年7月末))
 - 各種雑誌を活用した県産品の認知度向上(東京カレンダー、dancyu、Pen、NewsWeek)
 - 流通事業者等を対象にALPS処理水に関する正確な情報や常磐ものの魅力をお伝えする対話活動や現地視察会を開催
 - 福島県やその近隣県の産品の社食利用や地域の魅力・観光情報の情報発信等を実施
 - 全国魚食振興の一環として、電気事業連合会を通じた会員企業での被災地産品の社食利用を推進

- 経済団体等のネットワークを活用し、被災地産品の販売会等を開催。
- 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。
- 被災地産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】(続き)	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。【再掲】産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。【再掲】 <p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。【再掲】政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】 <p><u>令和5年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。（9月までを予定）【再掲】政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。【再掲】ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）【再掲】

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組

令和5年7月～

<中国への対応>

- 7月7日、中国政府が、日本からの水産物等の輸入に対する検査・検疫を強化等する旨発表。日本から中国への水産物輸出の一部が現地の通関にて留めおかれる等の状況が発生。
- 7月14日、林外務大臣より王毅中国共産党中央外事工作委員会弁公室主任に対し、科学的観点からの対応を強く要請するとともに、現行の日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を強く要求。

<香港への対応>

- 7月12日、外務省、経済産業省、農林水産省より香港政府に対し、ALPS処理水に関する説明会を実施。（この他、これまで経済産業省より香港政府に対し、累次にわたりALPS処理水に関する説明を実施。）
- 7月12日、香港政府が、ALPS処理水の海洋放出が行われた場合、10都県産の水産物の輸入を停止等する旨発表。また、通関に要する時間の延長等の状況が発生。
- 7月21日、岡田・在香港日本国総領事より李家超・行政長官に対し、香港政府の発表は極めて遺憾である旨を表明し、再考するよう強く申し入れ。
- 7月26日、在香港日本国総領事館において、在香港の香港・三国プレス向けにIAEAの包括報告書を中心としたプレスブリーフィングを外務省、経済産業省、農林水産省より実施。

今後の取組

- ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出を理由とした新たな措置がとられないよう、また現行の規制が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。
- 状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。

対策8：全国の漁業者に対する事業継続のための支援

①長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

- ▶ 万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、今日の漁業者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

これまでの取組

令和4年11月

- 「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を含む令和4年度第2次補正予算を閣議決定。

令和5年2月

- 公募により基金管理団体を決定。

令和5年3月

- 基金を造成し、補助事業者の公募を開始。

<事業内容>

- ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対し、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む以下のような活動への支援を実施。
 - 新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援
 - 省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対して支援
 - 漁業者による省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対して支援
 - 省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用に対して支援

今後の取組

- ALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現することを目指す。

対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① 万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省、経済産業省】

- 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組

今後の取組

令和3年11月

- 「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。

令和4年3月

- 公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。

令和4年5月以降

- ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく、ALPS処理水に関する広報事業について、順次公募を開始。

令和5年1月

- 補助事業者の公募開始。

<事業内容>

ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援

- 水産物の販路拡大等の取組への支援
- 水産物の一時的買取り・保管への支援

- ALPS処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

- ▶ 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- ▶ 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- ▶ 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組

今後の取組

▶ 体制の整備【経済産業省】

令和3年4月

- 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
- 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。

令和3年9月

- 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。
- 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。

- 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償基準の周知や支援等を実施するため、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。
- 東京電力は、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。
 - 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応）
 - 補償相談コールセンター（電話受付・説明）等

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 賠償の方針【経済産業省】

令和3年8月

- 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。
- 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。

令和3年8月～

- 政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約220団体に風評賠償の枠組み等の説明を行うとともに、賠償方針の具体化に向けて、以下の項目等を中心に、意見聴取等を実施。

- ①基準年の設定
- ②参照する統計データの選択
- ③ALPS処理水以外の要因の扱い

令和4年10月

- 東京電力が、賠償基準に関する検討状況を公表。

令和4年12月

- 東京電力が、上記の検討状況を公表後に関係団体等から聴取した意見等を踏まえ、業種別の賠償基準を取りまとめて公表。

令和5年1月～

- 政府及び東京電力は、地域・業種の実情に応じた賠償の実現に向けて、取りまとめた賠償基準等を基に、以下の項目等について、引き続き、関係団体等との調整・意見交換を実施し、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法等を具体化。

- ①基準年の設定
- ②参照する統計データの選択
- ③ALPS処理水以外の要因の扱い

- 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか、政府も関係団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。
- 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後の取組

➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

～令和5年8月

- 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。

令和3年8月

- 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。

- 文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその活動の周知を図るための取組を引き続き実施。
- 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。
- 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を随時指導。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

① トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握 【経済産業省】

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組

令和3年5月～

- 東京電力が、第三者機関を活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施。（第1期～第5期で、計124件の応募）
- 直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を、これまで14件選定。
- フィージビリティスタディへの参画意向が確認された各提案事業者（第1期～第3期のうち10件）と秘密保持契約（NDA）を締結し、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を開始。

令和4年3月

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

令和5年3月

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

中長期的な取組

- 引き続き、各提案事業者とともに、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を実施。
- 第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。
- 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

②汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組

～令和5年8月

- 令和4年度は、年間降雨量が平年よりも少ないこともあったが、地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、汚染水発生量は約90 m³/日まで低減。
- 令和4年12月21日、汚染水処理対策委員会を開催。既に実施している取組を着実に進めるとともに、更なる低減に向けて、1～4号機建屋周辺のフェーシングや局所的な建屋止水対策について、課題の明確化やその対策の検討を進め、計画全体をスケジュール感をもって着実に進めることを東京電力に要求。
- 建屋滞留水の増加及び流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、全ての建屋について、建屋開口部の閉止を完了。（令和4年1月）
- 日本海溝津波への備えとして、新たな防潮堤設置工事に着手（令和3年6月）し、令和4年2月から防潮堤本体部分の工事に着手。
- 中長期ロードマップに定める目標「原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成。（令和5年3月）

今後の取組

- 中長期ロードマップに記載されている「平均的な降雨に対して、2025年内に汚染水発生量を1日当たり100m³以下に抑制」目標の1日も早い達成を目指して、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングなどの取組を継続。
- 更なる低減に向けて、水位差管理を継続しながら令和10年度までに「汚染水発生量を約50～70m³/日まで抑制」を目指し、1～4号機建屋周辺のフェーシング範囲の拡大及び局所的な建屋止水等を計画的に推進。
- 局所的な止水対策について5～6号機建屋において試験施工を実施し、施工性や止水効果等を確認。3号機取水電源ケーブルトレンチの止水を実施。
- 3号機建屋周辺において油拡散抑制対策を実施した上で停止中のサブドレンを運転再開予定。
- 日本海溝津波防潮堤の設置工事を進め、令和5年度下期の完成を予定。
- 抜本的な建屋止水についても、燃料デブリ取り出し等、廃炉工程全体の進捗と整合を図りつつ検討。